

※赤い下線のある報告書名をクリックすると様式が開きます。紫の下線部については、クリックすると該当ページが開きます。
 ※必ずステップ2までご確認願います。

ステップ1：施設基準の確認

「施設基準の届出の確認について（報告）」の提出が必要かどうか判断するために、**現在届出済**の施設基準の要件の確認をします。

無床診療所（医科）については、「自己点検チェックリスト」に記載された対象基準を届け出ている場合は、補助票を使用し、チェックリストに沿った確認も行ってください。

届出済の**施設基準**及び**保険外併用療養費**は下記で確認できます。

[こちら](#)

要件を**満たしていない**基準がある場合

すべての基準の要件を**満たしている**場合

施設基準の要件を確認した結果、満たしていない施設基準がありますか。

「施設基準の届出の確認について（報告）」の**提出は不要**ですが、**ステップ2のご確認を必ず**お願いします。

ステップ2へ

「施設基準の届出の確認について（報告）」(医科 無床)
 「施設基準の届出の確認について（報告）」(歯科)
 「施設基準の届出の確認について（報告）」(薬局)
 +「**辞退届**」をダウンロードし、併せて記入のうえ提出してください。

※ 無床診療所（医科）で「自己点検チェックリスト」の対象施設基準の要件を満たしていない場合は、チェックリストと併せて「辞退届」を提出してください。

ステップ2：提出様式の確認

「施設基準毎の報告」及び「保険外併用療養費」の報告の提出が必要かどうかの確認をします。

※ **無床診療所（医科）、歯科、薬局別に提出書類が違いますので、ご注意ください。**
 ※ **無床診療所（医科）と歯科は以下 ↓ へ**
 ※ **薬局は右 → へ**

歯科併設の場合は歯科分の提出をお願いします。

薬局

下記のページから報告様式と「届出状況報告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出して下さい。

薬局の「報告様式」

次頁の報告書の報告内容に該当するかどうか確認してください。
 ※各報告書の様式は、「報告様式」のページからダウンロードしてください。

医科 無床診療所の「報告様式」

歯科の「報告様式」

薬局はこれで終わりです。
お疲れ様でした。

次頁へ

施設基準等定例報告に係る書類の提出手順について

医科 無床診療所

歯科併設の場合は歯科分の提出をお願いします。

1. 特別の療養環境の提供（外来医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-2）
2. 費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書（別紙様式9）
※令和8年7月1日時点で「保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2」の明細書の発行に係り「正当な理由」に該当する旨を届出ている保険医療機関が提出すること。
3. 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る実施状況報告書（別紙様式11）
4. 情報通信機器を用いた診療に係る報告書（別紙様式14）
5. 情報通信機器を用いた精神療法に係る報告書（別紙様式15）
6. プログラム医療機器の使用等（評価療養）に関する実施状況報告書（別紙様式16）
7. プログラム医療機器の使用等（選定療養）に関する実施状況報告書（別紙様式17）
8. 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の実施状況報告書（別紙様式18）
9. 在宅時医学総合管理料の注16・施設入居時等医学総合管理料の注5に関する診療状況報告書（別紙様式20）
10. 訪問看護遠隔診療補助料に関する報告書（別紙様式22）
11. 近視の進行抑制を効果又は効果とする医薬品の支給に関する実施状況報告書（別紙様式23）
12. 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書（様式B）
13. 医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）
14. 医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）
15. 再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）

歯科

1. 特別の療養環境の提供（外来医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-2）
2. 費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書（別紙様式9）
※令和8年7月1日時点で「保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2」の明細書の発行に係り「正当な理由」に該当する旨を届出ている保険医療機関が提出すること。
3. プログラム医療機器の使用等（評価療養）に関する実施状況報告書（別紙様式16）
4. プログラム医療機器の使用等（選定療養）に関する実施状況報告書（別紙様式17）
5. 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の実施状況報告書（別紙様式18）
6. 在宅療養支援歯科診療所・支援病院報告書（別紙様式19）

該当する報告書がある場合

該当する報告書がありますか。

該当する報告書がない場合

医科無床診療所の「報告様式」または歯科の「報告様式」のページからダウンロードし「届出状況報告書」とともに提出してください。

報告書の提出は不要です。

これで終わりです。
お疲れ様でした。

☆届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合、「施設基準の届出の確認について（報告）」及び「辞退届」の提出は不要です。

【届出が不要となっている主な施設基準】

- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 特定疾患療養管理料
- ・ 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料
- ・ アレルギー・性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・ がん治療連携管理料
- ・ 遠隔連携診療料
- ・ 認知症専門診断管理料
- ・ 連携強化診療情報提供料
- ・ 歯科遠隔連携診療料
- ・ 歯科訪問診療の注22に規定する医科連携訪問加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 等